

グループホーム 明月 運営 規定

(指定認知対応型共同生活介護事業・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

(事業の目的)

第1条 医療法人富士たちばなクリニックが開設するグループホーム 明月 (以下「事業所」という。)が行う指定認知対応型共同生活介護の事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知対応型共同生活介護の提供に当たる従業者 (以下「従業者」という。)が要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 明月
- 二 所在地 群馬県渋川市伊香保町伊香保 525-202

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 二 介護従事者 9名 (常勤8名、非常勤1名)
介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 三 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1ユニット9名とする。

(認知症対応型生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等 (利用者と一緒に行うよう努めるものとする。)
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等

五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は以下の金額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

介護保険料

①認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） サービス費(1単位×10,14円 円未満切り捨て)

1. ご契約者の要介護度とサービス費（単位数）	要支援2 761単位	要介護1 765単位	要介護2 801単位	要介護3 824単位	要介護4 841単位	要介護5 859単位
1. サービス利用に係る自己負担額（1割）	771円	775円	812円	835円	852円	871円

②その他加算

内 訳	加算単位数	当施設が届け出ている加算
初期加算（入所して30日間）	30	○
夜間支援体制加算（Ⅰ）	50	
夜間支援体制加算（Ⅱ）	25	
認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所して7日間）	200	○
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37	○
医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	47	
医療連携体制加算（Ⅰ）イ	57	
協力医療機関連携加算（1）	100	○
協力医療機関連携加算（2）	40	
退所時相談援助加算（1回）	400	○
利用者の入院期間中の体制	246	○
若年性認知症受入加算	120	○
看取り介護加算（死亡日以前31日以上45日以下）	72	○
看取り介護加算（死亡日以前4日以上30日以下）	144	○
看取り介護加算（死亡日以前2日又は3日）	680	○
看取り介護加算（死亡日）	1,280	○
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	

認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	
口腔衛生管理体制加算	30	
口腔・栄養スクリーニング加算	20	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	○
栄養管理体制加算	30	
科学的介護推進体制加算	40	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	○
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の介護費＋上記算定した加算の18.6%	○
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1ヶ月の介護費＋上記算定した加算の17.8%	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1ヶ月の介護費＋上記算定した加算の15.5%	

③地域区分

地域区分	7級地	1単位=10.14円
	上記合計額（①+②）×10.14円（円未満切り捨て）	

※利用料は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いとなります

※金額については、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受け取るものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
 - 一 食材料費
 - 二 理美容代
 - 三 家賃
 - 四 共益費
 - 五 オムツ代及びその他指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

※金額については実際の精算時には単数処理により若干の違いが生じます。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は努めて健康に留意すること。
- 二 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 三 浴室を利用する際には、予めスタッフに申し出てから入浴することとする。
- 四 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 五 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 六 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 七 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 富士たちばなクリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第11条 感染症対策の強化

事業所は、施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 当施設において、従業者に対し、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する。研修は年2回以上実施する。

4. 当施設において、従業者に対し、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。訓練は年2回以上実施し実施記録を整備する。

第12条 高齢者虐待防止の推進

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 当施設における虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。委員会は3カ月に1回の開催とする。
2. 当施設における虐待の防止のための指針を整備する。
3. 当施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。研修は年2回以上開催し、実施内容を記録する。
4. 上記(1)~(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 従業者などは、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。従業者などによる高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報する義務がある。

第13条 身体拘束等の適正化に向けた取り組み

1. 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
2. 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
3. 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明を困難な場合は、この限りではない。
4. 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその後、身体的拘束等の様態等を説明しなければならない。
5. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第14条 業務継続に向けた取り組み

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為に必要な計画(以下、「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

1. 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。研修は、年2回以上実施する。訓練は、年2回以上実施し実施記録を整備する。
2. 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成30年5月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。

この規定は、令和5年9月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第11条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度と負担割合に応じて異なります。）

① 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）

内訳（単位数）	要支援 2 761 単位	要介護 1 765 単位	要介護 2 801 単位	要介護 3 824 単位	要介護 4 841 単位	要介護 5 859 単位
日額（目安）	771 円	775 円	812 円	835 円	852 円	871 円
月額（30日として・目安）	23,149 円	23,271 円	24,366 円	25,066 円	25,583 円	26,130 円

② その他加算（*内訳については別紙参照）

内 訳	自己負担額 （目安）	当施設が 届け出て いる加算	備考
初期加算（入所して 30 日間）	30 円	○	
夜間支援体制加算（Ⅰ）	50 円		
夜間支援体制加算（Ⅱ）	25 円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円	○	緊急入所した日から 7 日間に限り
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37 円	○	
医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	47 円		
医療連携体制加算（Ⅰ）イ	57 円		
協力医療機関連携加算（1）	100 円	○	
協力医療機関連携加算（2）	40 円		
退所時相談援助加算	400 円	○	1 回を限度として
利用者の入院期間中の体制	246 円	○	
口腔衛生管理体制加算	30 円		
口腔・栄養スクリーニング加算	20 円		
栄養管理体制加算	30 円		
科学的介護推進体制加算	40 円		
若年性認知症受入加算	120 円	○	
看取り介護加算	72 円	○	死亡日以前 31 日以上 45 日以内
看取り介護加算	144 円	○	死亡日以前 4 日以上 30 日以内
看取り介護加算	680 円	○	死亡日以前 2 日又は 3 日以内
看取り介護加算	1,280 円	○	死亡日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 円		
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 円	○	

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円		
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円	○	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円		
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		○	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			

③地域区分 ※（前橋市は、地域区分が7級地の為、1単位あたり10.14円となります）

地域区分	7級地	1単位=10.14円
	上記合計額×10.14円（円未満切り捨て）	

※金額については、実際の精算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援2又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

[理髪サービス]

①必要に応じ、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

②レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- 紙おむつ・紙パンツ代 180円/枚
尿取りパット代(小) 60円/枚
尿取りパット代(中) 70円/枚
尿とりパッド代(大) 80円/枚
⑤家賃(居室利用料) 1,545円/日
⑥食材料費 1,720円/日
(朝400円 昼600円 夜600円 おやつ120円)
⑦水光熱費 700円/日